

独立行政法人国立青少年教育振興機構民間企業等連携促進室要綱

平成30年2月1日

理事長 裁定

(目的)

- 第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程第13条第2項に基づき、民間企業等連携促進室について必要な事項を定める。
- 2 民間企業等連携促進室は、教育事業等を質的及び量的に拡充するため、民間企業等との連携を促進する。

(構成)

- 第2条 担当理事は総務担当理事とし、民間企業等連携促進室に、室長及び担当職員を置くことができる。
- 2 室長及び担当職員は、機構職員のうちから理事長が命じる。

(室長)

- 第3条 室長は、民間企業等連携促進室の業務を総括し、管下の職員を指揮監督する。

(プロジェクトチーム)

- 第4条 民間企業等連携促進室に、必要に応じプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームの構成は、民間企業等連携促進室の担当職員をもって充てることとし、必要に応じて機構職員のうちから新たに理事長が命じることができる。
- 3 プロジェクトチームは、理事長の指定する外部有識者の意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第5条 民間企業等連携促進室の業務に関する事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局長は、民間企業等連携促進室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、民間企業等連携促進室の担当職員のうちから理事長が命じることとし、必要に応じて機構職員のうちから新たに理事長が命じるることができる。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。